

今週の専門用語



株式譲渡の強制性

株式交換では、株式交換完全子法人の株主（旧株主）は強制的に株式（旧株式）を譲渡し、株式交換完全親法人株式（新株式）を得る。一方、自社株等対価M&Aでは、被買収会社の株主は、株式譲渡のオファーを拒否できる。組織再編税制では、旧株式が新株式となっても実質的に投資は継続しているとみて譲渡損益を繰り延べるため、譲渡の強制性がない自社株対価M&Aを同税制に組み込むのは疑問がある。これが自社株等対価M&Aに係る改正が租税特別措置として行われた理由の一つである。

種々の経済性

本件株式譲渡の決定に際して、国は、「主観的要素を排除し、種々の経済性を考慮した検討を行っているとはいえない」と主張する。ここでいう「種々の経済性」として国は、株式1株当たりの利益金額、配当金額、資本の系列、経営者の手腕、純資産額、社業の種類、業種のおかれている経済的環境やその将来性を挙げる。一方、控訴人は、本件株式の譲渡価格（75円）については、十分経済性の検討がなされた上で、独立当事者間において決定されたものと主張している。

所在不明株主の株式買取り

会社法では、所在不明株主の有する株式は、①その株主に対する通知等が5年以上継続して到達しない、②その株主が継続して5年間配当を受領していないことの要件を満たす場合には、当該株主に承諾を得ることなく、その株式を競売又は売却できるとされている（会社法197条）。競売等をする場合には3か月の公告及び催告が必要となる（会社法198条）。なお、売却代金はその所在不明株主に帰属することになり、課税関係は東京国税局が平成21年6月16日付の文書回答で明らかにしている。

06

ページ

08

ページ

09

ページ

From
編集室

◆東京都などの10の都府県について緊急事態宣言が続く中、国税庁は所得税等の申告期限を令和3年4月15日まで全国一律で延長する。今年も確定申告期間が延長されるが、確定申告会場が税務署以外の場合、3月16日以降は会場が変更される可能性もあるので留意したい。◆令和元年分確定申告での税務署等への来場者は380万人。平成30年分と比べると50万人減少した格好だ。逆にe-Taxでの申告は640万件と急増している。◆国税庁は確定申告会場の密を避けるため、入場整理券の配布や会場レイアウトの見直しなどの感染症対策を実施するが、コロナ禍での申告はe-Taxの方が安心かもしれない。（MIN）

週刊T&Amaster 第870号

2021年2月15日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい